

とくしま市の 水道だより



2019年
9月24日発行

発行・編集 / 徳島市水道局 経営企画課
〒770-0847 徳島市幸町2-5
TEL 088-623-2419
e-mail suido_keiki@city-tokushima.l-tokushima.jp
http://www.suido.tokushima.tokushima.jp/

消費税率の引き上げに伴い水道料金等を改定します

令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、水道料金等を改定します。
1か月の水道料金（税込）、メーター使用料金（税込）については、次のとおりです。

水道料金

用途	使用水量	現行	改定後
一般用	(基本料金) 8m ³ まで	637円	648円
	8m ³ を超え20m ³ まで	1m ³ につき 141円	143円
	20m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ につき 175円	178円
	30m ³ を超えるもの	1m ³ につき 220円	224円
湯屋用	(基本料金) 200m ³ まで	7,020円	7,150円
	200m ³ を超え1,000m ³ まで	1m ³ につき 72円	73円
	1,000m ³ を超えるもの	1m ³ につき 141円	143円
特殊用	(基本料金)	1,296円	1,320円
	1m ³ につき	220円	224円

メーター使用料金

口径	現行	改定後
13mm	72円	73円
20mm	82円	83円
25mm	102円	103円
40mm	185円	188円
50mm	668円	680円
75mm	761円	775円
100mm	843円	858円
150mm	1,357円	1,382円
200mm	2,345円	2,388円

新料金の適用時期について

令和元年10月1日より前から水道を継続して使用されている方は、令和元年10月1日以降初めての検針分まで旧料金が適用されます。

なお、令和元年10月1日以降に水道を使用開始される方は、初めての検針分から新料金が適用されます。

詳しい水道料金等については、徳島市水道局お客さま窓口までお問い合わせいただくか、水道局ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 お客さま窓口 ☎ 088-623-1187

とくしま市の水道教室（夏休み特別編）

8月1日の水の日に合わせて、第十浄水場において「とくしま市の水道教室 夏休み特別編」を開催しました。

浄水場内の施設見学や、水をきれいにする実験などを行いました。

また、応急給水体験として、屋外に設置された応急給水所で実際に給水袋に水道水を注水してもらったり、応急給水用具やタンク車の紹介、家庭での災害時の備えについて学んでいただきました。



応急給水体験の様子

水道GLP認定を取得しました

徳島市水道局の水道水質検査体制が優良であると認められ、徳島県で初めて水道GLP（Good Laboratory Practice）を取得しました。



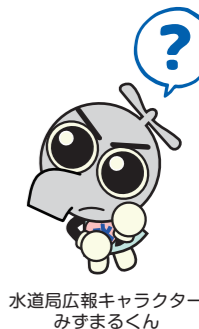
JWWA-GLP142

水道GLPとは？

水道水質検査優良試験所規範の略称であり、水質検査の精度と信頼性が十分高い水準で確立されていることを外部機関が審査・認定する制度です。

この水道GLPの認定を受けるためには、公益社団法人 日本水道協会（JWWA）が実施する厳正な審査に合格する必要があります。

この認定を取得することで、その検査機関が水道水質検査に必要な高い技術的能力を有し、管理された体制の下で適正に実施されていると認められたこととなります。



水道局広報キャラクター
みずまるくん

お客さまに安心して水道をご利用いただくには、水が安全であることはもちろんのこと、その水を正しく検査していなければいけません。

水道局では、今後も検査技術の向上に努め、安心・安全な水をお届けできるよう取り組んでまいります。

鉛製給水管取替工事助成制度をご利用ください

昭和52年以前に給水を開始した水道設備の中には、水道メーターまわりなどに鉛製の給水管を使用している事例があります。

鉛製給水管を使用している場合でも通常の使用状態では問題ありませんが、水道局では、鉛製給水管の取り替えをされるお客様に対して、対象工事費の一部を助成しています。

ぜひこの機会に「鉛製給水管取替工事助成制度」をご利用ください。

助成制度を利用するためには水道局への申請が必要となりますので、水道局のホームページをご覧ください。

※なお、昭和53年1月以降に新たに布設した給水管については、鉛製給水管は使用していません。

鉛製給水管取替工事助成制度については、水道局ホームページに掲載していますのでご覧ください。

QRコードはこちら ▶



問い合わせ先

施設整備課 ☎ 088-623-3972
計画係 ☎ 088-623-1190
管理係 ☎ 088-623-1190

水質検査結果について

お客様に安全でおいしい水道水をお届けするために、「**水質検査計画**」に基づき、定期的に水質検査を行い、水源から蛇口まで適切な水質管理を行っています。

徳島市の水道水は、すべて基準を満たしており、安心してお使いいただけます。

水質基準項目(51項目)と残留塩素の検査結果(令和元年6月実施)

No.	水質基準項目	配水ブロック及び採水場所 基準値	西の丸ブロック 城東小学校	多良良ブロック 宮井小学校	法花谷ブロック 津田小学校	しらすぎ台ブロック しらすぎ台集会所	一宮低区ブロック 上八万小学校	一宮高区ブロック 入田小学校	国府ブロック 不動小学校	応神ブロック 応神小学校	佐古ブロック 佐古小学校
1	一般細菌	100個/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
16	ビス(2-メチルフェニル)ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.06未満
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	0.006未満	0.008	0.007	0.008	0.007	0.007	0.008	0.006未満	0.006未満
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.01未満	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01未満	0.01未満
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003未満	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003未満	0.003未満
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009未満	0.009未満
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.01未満	0.04	0.05	0.04	0.04	0.04	0.05	0.04	0.01未満
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	5	4	5	4	4	5	4	5	7
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
38	塩化物イオン	200mg/l以下	4	4	4	4	4	4	4	4	5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	41	36	38	38	37	37	38	38	54
40	蒸発残留物	500mg/l以下	70	67	69	69	71	69	69	72	95
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満
42	ジオキシベンゼン	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	2-メチルレインボルネオール	0.00001mg/l以下	0.000001未満	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満
45	フェノール類	0.005mg/l以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3.0mg/l以下	0.3未満	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3未満
47	pH値	5.8~8.6	7.0	7.5	7.4	7.6	7.6	7.6	7.6	7.5	7.1
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満
	残留塩素	0.1mg/l以上	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5

水質検査結果や水質検査計画については、水道局ホームページに掲載していますのでご覧ください。

QRコードはこちら▶



水質検査結果



水質検査計画

問い合わせ先 浄水課 水質検査室 ☎ 088-674-1334 (代)

貯水槽水道の管理をお願いします

マンションやビルなどでは、水道水をいったん受水槽に貯めてポンプなどを利用し、給水しています。このような設備を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道は、水道法などにより受水槽以降の水質管理を設置者が行わなければならないこととなっていますので、設置者の方は、水道水を安心して使用できるように受水槽・高置水槽の清掃、水質検査及び施設の点検を定期的に行ってください。

● 受水槽・高置水槽の清掃

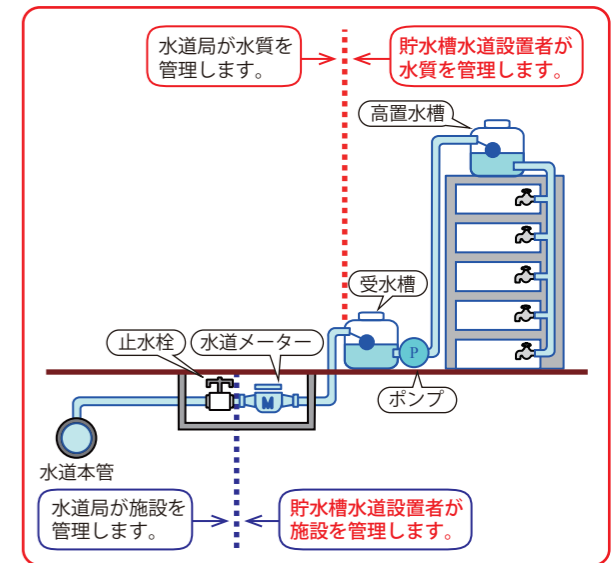
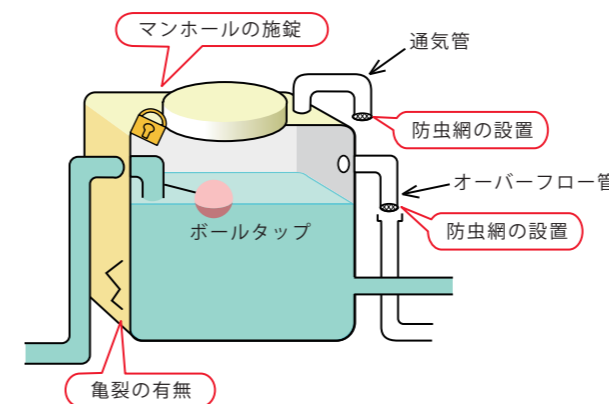
1年以内ごとに1回、定期的に清掃を行い、いつも清潔にしておきましょう。

● 水質検査

水質について、水の色、臭い、味、濁りに関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を1年以内ごとに1回、定期的に行いましょう。

● 施設の点検

マンホールのふたの施錠、亀裂の有無、防虫網の設置などの点検を定期的に行いましょう。



問い合わせ先 営業課 給水装置係 ☎ 088-623-3991

⚠ 設置者のみなさんへ

供給する水が人への健康を害するおそれがあることがわかったときは、直ちに給水を停止するとともに、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じてください。

みずまるくんの豆知識



水道水のカルキ臭(塩素臭)はなぜするの?

水道水は、水道法によって塩素消毒が義務づけられているため、残留する塩素の臭いがします。塩素の臭いがするということは、水道水が病原菌などの汚染から守られた安全な水であるという証拠です。

水道水の安全性に問題はありますが、どうしてもこの臭いが気になる場合は煮沸することで塩素の臭いになります。

ただし、塩素がなくなった水は雑菌が増えやすいので冷蔵庫に保管し、早めにお飲みください。